

吹田市保育所等利用調整基準

制	定	平成18年10月31日
改	正	平成22年12月1日
改	正	平成26年11月6日
改	正	平成27年8月27日
改	正	平成28年4月1日
改	正	平成29年4月1日
改	正	平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定により行う保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)の利用についての調整(以下「利用調整」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用調整基準)

第2条 児童福祉法第24条第3項の規定により行う保育所等の利用調整に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用調整は、次に掲げる支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する支給認定子ども(同法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けた小学校就学前子どもに限る。)をいう。以下同じ。)の区分ごとに行うものとする。
 - ア 吹田市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年吹田市規則第51号)第4条第1号に規定する事由に該当する支給認定子ども
 - イ 同細則第4条第3項に規定する事由に該当する支給認定子ども
 - ウ ア及びイ以外の支給認定子ども
- (2) 利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 第1号アに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、吹田市発達支援保育実施要領(平成26年11月5日制定)に定める基準により行うものとする。
- (4) 第1号イに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、吹田市緊急保育実施要領に定める基準により行うものとする。
- (5) 第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとする。
- (6) 本市以外の市町村に居住する支給認定子ども(当該市町村の子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定を受けた支給認定子どもに限る。)については、本市の保育の需要に必ずるに足りる保育所等がある場合にのみ、保育所等(吹田市立保育所を除く。)の利用を認めるものとする。この場合における利用調整は、第1号から前号までに掲げる基準により行う。

(利用の決定)

第3条 前条第1号アに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定は、吹田市発達支援保育実施要領に定めるところにより行うものとする。

2 前条第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定については、次条に規定する会議を開き、決定するものとする。

(保育所等利用調整会議)

第4条 第2条第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定を、適正かつ円滑に行うため、保育所等利用調整会議(以下「利用調整会議」という。)を置く。

2 利用調整会議は、保育幼稚園室長が指名する職員をもって構成する。

3 利用調整会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成19年度の入所選考から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成23年度の入所選考から適用する。

附 則

この要領は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成30年度の利用調整から適用する。

別表

吹田市保育所等利用調整基準表

番号	主たる保育者の状況						
	類型		細目	基本指数			
1	居宅外労働	常勤 またはそれに準ずる者		月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	10		
				上記以外	9		
		上記以外 (自営は除く)		月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	8		
				月16日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	7		
				月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	6		
				自営		中心者	月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況
		協力者	月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況			8	
		中心者		月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	7		
月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	6						
2	居宅内労働	自営		中心者	月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	8	
				協力者	月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	7	
				内職等		月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	6
						月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	5
		中心者		月20日以上1日7時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	4		
				月16日以上1日4時間以上の勤務、 またはそれと同等と認められる状況	3		
3	出産	出産又は出産予定日の前後各8週間以内の必要な期間			6		
4	病気・障がい	疾病		常時安静	長期にわたり常時安静・入退院を伴う病気療養	10	
				通院加療	長期にわたり安静・通院加療を要する	7	
		障がい		重度	身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは同程度の障がいと認められる場合	10	
				中度		7	
				軽度		5	
5	看護	疾病		入院	長期にわたり同居親族の入院付き添いにあたる	8	
				在宅看護	寝たきり等、居宅において同居親族を常時看護	7	
		療育施設等への 親子通園		障がい	同居親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	5	
				親子通園		月20日以上1日4時間以上の親子通園	8
						月16日以上1日4時間以上の親子通園	7
6	災害	家庭の災害			震災、風水害、火災その他の災害復旧にあ たっていること	10	
7	その他	就学		月20日以上1日7時間以上の就学	7		
				月16日以上1日4時間以上の就学	6		
		高齢等で保育が困難			10		
		求職活動中			2		
8	その他市長が認める上記要件に類する状態にあること						

調整指数表

番号	世帯の状況		調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯		+ 1
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯		+ 4
3	両親の死亡・離別・行方不明・拘禁等により、両親以外の養育者に養育されている		+ 4
4	父母のいずれかが長期間他の土地で就労等により常時家庭にいない		+ 2
5	主たる保育者以外の保護者が求職活動中の場合 (例：母が就労中で父が求職活動中)	求職期間が半年以上の場合	- 2
		求職期間が半年未満の場合	- 1
6	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用ができると見込める場合		+ 2
7	申込児童以外に小学校就学年齢以下の児童がいる場合	1人	+ 1
		2人以上	+ 2
8	親族等が世帯の児童を保育できる状態にあると認められる場合		- 2
9	保護者の育児休業取得を理由に保育所等を退所となった児童の育児休業の終了に伴う再入所		+ 2
10	主たる保育者が就労内定の場合		- 2
11	保護者が吹田市の保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合		+ 3
12	卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定がない、もしくは、設定があるが、選考の結果枠に入れなかった吹田市内の特定地域型保育事業の卒園児(利用申込のあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。)及び吹田市認可外保育施設運営支援事業対象施設の卒園児(認可施設等に移行する際の卒園予定の者に限る。)	卒園までの在籍期間が半年以上	+ 4
13	在園中の認定こども園、保育所に利用申込をする場合		+ 4

入所指数が同点の場合の優先順位の決定基準

入所指数が同点のときは、順位が決まるまで以下の基準をAからHの順にあてはめて利用調整を行う。

適用順位	基準
A	主たる保育者の基本指数が高い方
B	保護者に重度の心身障がいがある、または兄弟姉妹に障がい児のいる世帯 申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは同程度の障がいがあると認められる場合(申込児童に適切な保育提供が可能な保育所等に限り。)
C	当初利用希望日からの経過期間が長い方
D	保育の必要な時間が長い方
E	保育環境の危険度・困難度が高い方
F	労働等の内容的に拘束性の高い方
G	利用調整を行う保育所等において希望順位の高い方
H	保育料等の未納額の少ない方

(備考)

- ※ 「主たる保育者」について基本指数を求め、それに調整指数を合算して、当該世帯の入所指数とする。ただし、指数については実態に即して必要な調整を行う。
- ※ 「主たる保育者」が基本指数において、2項目以上に該当する場合は、高い方の指数とする。
- ※ 基本指数については、雇用形態、給与体系、勤続年数等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 就労日数については、1か月を4週として算出する。また、就労時間については、休憩時間・通勤時間を除く実働時間とする。
- ※ 保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、基本指数を1点とすることができる。(求職活動を理由とする申込は除く。)
- ※ 特定地域型保育事業の卒園児が、現に利用する施設が設定する連携施設の利用を希望する場合は、優先利用できるよう調整するものとする(ただし、連携施設が設定する卒園児の受入枠の範囲に限る)。
- ※ 利用調整に当たっては、世帯の入所指数を基本として、保護者及び児童の状況、家族構成等を考慮して総合的に審査する。
- ※ 上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。